

福祉サービス第三者評価

評価結果報告書

げんきっず第2保育園

2024年1月

第三者評価機関

特定非営利活動法人

よこはま地域福祉研究センター

Third party evaluation

目 次

施設・事業所情報.....	1
総評.....	2
第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント.....	3
評価結果 共通評価.....	4
評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織.....	4
評価対象Ⅱ 組織の運営管理.....	5
評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施.....	9
評価結果 内容評価.....	12
A-1 保育内容.....	12
A-2 子育て支援.....	15
A-3 保育の質の向上.....	16

施設・事業所情報

第三者評価機関名 特定非営利活動法人よこはま地域福祉研究センター

①施設・事業所情報

■名称	げんきっず第2保育園
■種別	認可保育所
■代表者氏名	宮嶋 千夏
■定員（利用人数）	定員70名、現利用人数77名
■所在地	〒252-0143 神奈川県相模原市緑区橋本5-30-23
■TEL	042-700-7770
■ホームページ	https://fuku-mirai.or.jp/

【施設・事業所の概要】

■開設年月日	平成27年4月1日
■経営法人・設置主体	社会福祉法人みらい
■職員数（常勤）	11名
■職員数（非常勤）	13名
■専門職員（名称別）	・園長 1人 ・保育士 21人 ・栄養士 1人（業務委託） ・調理員 3人（業務委託） ・事務員等 2人
■施設設備の概要	・居室数 保育室6室 ・設備等 事務室、相談室、一時保育室、休憩室、倉庫、園庭、屋上園庭など

②理念・基本方針

理念：「夢見る力と大きな感動を」

目標：①健康で明るい子ども

②自分で考えて行動できる子ども

③自分の思いを表現できる子ども

③施設・事業所の特徴的な取組

【園舎や立地について】

- ・2階建ての園舎で、園の前には専用の駐車場があります。各保育室は、南側に面しており、明るさを保っています。
- ・園の前に砂場や遊具のある小さな園庭があり、屋上には、鉄棒や滑り台などを設置しています。夏にはプールを設置しています。
- ・園はバス通りから少し入った場所に位置し、近隣は住宅街になっています。園の近くには公園や緑地、河川がある立地となっています。

【園の特徴的な取り組み】

①自己肯定感の高い子どもを育成するために

- ・自分が愛されていることを知り周りを信頼できる子ども（思いやりを持ち安心して自分の思いを伝えられる）
- ・自分で考え自分から伝えられる子ども
- ・身体を使って遊ぶことのできる子ども
- ・やりたい気持ちを持っている子どもを大切に考えた保育を行う。

②歩くことを大切にしたい保育を行うことでしっかりした体幹を作る

④第三者評価の受審状況

■評価実施期間	2023年5月9日	(契約日)～	2023年12月12日	(評価結果確定日)
■受審回数(前回の受審時期)	2回(2018年度)			

総評

【特長】

◆今年度の方針を「やってあげる保育から見守る保育へ職員の意識改革を行う」と打ち出し、保育実践が行われています

「やってあげる保育から見守る保育へ」を今年度の保育目標の一つに掲げています。前年度は、子どもの主体性を考慮した環境を整えることに注力し、今年度はその環境の中で子どもが主体的に遊ぶ支援が行えるよう、子どもの主体性を伸ばすための取り組みを段階的に進めています。乳児クラスの戸外遊びの観察では、保育士は子どもたちが転んでも自分で立ち上がり遊ぶ様子を見守る姿勢を見せたり、抑止や制止の言葉を安易に使わず、絵本の読み聞かせをしたりすることで子ども自身が落ち着くのを待つ様子が見られました。幼児クラスでは、トイレのスリッパを子どもが手早く整頓したり、給食のご飯やおかずの量を保育士に確認しながら手際よく器に盛りつけたり様子が見られました。保育士は「次は何をするのだけ？」と問いかけ、子どもが自分で考え動けるように働きかけています。子どもたちは基本的な生活習慣が身につき、見通しをもった園生活を送っています。保育園の生活を子どもたち自身が自分たちのこととして捉えており、子どもたちの主体性が発揮されています。

◆子どもの体幹を鍛えることを大切に考え、子どもたちが健康的に成長していくことを支援しています

子どもの身体の体幹を鍛えることを大切に考え、0歳児クラスから外部講師によるリトミックを取り入れています。3歳児クラスからは体操教室を実施し、子どもたちの身体作りを専門的な視点から支援しています。園の屋上には鉄棒やマットなど、器械運動ができる場所も用意しています。

日常の中では、よく歩くことを大切に、天気の良い日には毎日散歩や戸外遊びに出かけています。公園や遊歩道のある立地を活かして、身体を動かしてたっぷり遊び、たくさん歩いています。自然の中で探索活動を十分しており、その中で色や数、自然現象などに興味を持てるようにしています。たくさん遊んだ後は、園に帰って意欲的に食事を食べています。乳児でもしっかり握れるスプーンを用意してあり、意欲的に自分ですくって食べる0歳児の様子が見られました。しっかり食べて、心地よく睡眠をとることから、よく遊び、よく食べ、よく眠ることで子どもたちの健康な成長を支援していることがわかります。

【今後期待される点】

◆期待する職員像を職員全体に伝え、その職員像に近づけるように、経験年数や役職ごとの期待水準を定め、ステップアップできるよう取り組むことが期待されます

総合的な人材育成の仕組みづくりについては、長年の課題となっています。現在は、年2回の園長面談を活用した目標管理や研修により、職員の育成を図っています。今後は、園が大切にしている価値観を実現できるような人材の育成に焦点を当て、期待する職員像を全職員に伝えていくことが期待されます。職員がその職員像に向けてステップアップできるよう、経験年数や役職ごとに期待水準を定め、目標管理と連動させていくと理想的です。

また、新任職員のOJTについても組織的に実施していく必要性が感じられます。例えば、OJTチェックシートを作成し、OJTで習得する内容を列挙し進捗状況を確認していくことなどが考えられます。さらに、職員間や、系列園の間でお互いの保育の質や標準的な保育について共有していくことも期待されます。

第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

前回の第三者評価受審から5年が経ちました。保育園も来年10周年を迎えます。

10年目を迎えるにあたり全職員で今までを振り返り自園の保育について話し合えたことは大変有意義な時間であったと思います。

調査委員の方々には園の大切にしている部分を見て評価していただき、今後の保育の自信にもつながりました。現在足りていない部分に気づかせてもいただきました。今後も保護者の皆様の信頼を裏切らないよう、職員一同風通しの良い環境づくりを心がけていきたいと思っています。

保護者の皆様にはアンケートにご協力いただきましてありがとうございました。貴重なご意見を今後の保育運営に生かしていきたいと思っています。

最後になりましたが、丁寧に園の良いところを見てくださいました評価機関の皆様方に感謝を申し上げます。

げんきっず第2保育園
園長 宮嶋 千夏

第三者評価結果

※かながわ福祉サービス第三者評価推進機構では、a・b・c評価の判断基準を次のように定めています
 a評価：よりよいサービスの水準・状態
 b評価：多くの施設・事業所の状態、aに向けた取組の余地がある状態
 c評価：b以上の取組となることを期待する状態

共通評価基準（45項目）

I 福祉サービスの基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者評価結果
【1】 I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<コメント> 「夢みる力と大きな感動を」を法人の保育理念として、ホームページやリーフレット、園のしおり、全体的な計画などに掲載しています。毎年3月に行う全体会において、非常勤職員を含む職員全員に、理念や今年度の振り返り、次年度の方針について園長から伝えられています。さらに、年1回、職員用のチェックシートを用いて理念や方針の理解度について確認し、職員の個別面談につなげています。保護者に渡している園のしおりにも理念等を掲載し、入園説明会や懇談会で説明しています。保護者には、愛されていることを子どもが感じられるよう愛のあふれる保育園にしていきたいことや、自己肯定感をはぐくむこと、ぶれない体幹を育てることなど、園の大切にしている保育について、園長から丁寧に伝えていきます。	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者評価結果
【2】 I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
<コメント> 相模原市の園長会に参加し、こども家庭庁の動向や、市内保育園の動向などについて園長間で話し合っています。毎月行う法人園長会では、園をとりまく環境と経営状況について把握しています。各園の苦情や相談についても法人の園長会で共有しています。相模原市の保育のニーズを把握し、定員を超える子どもを受け入れて地域の子育て世帯に貢献しています。相模原市が設定している「保育月間さがみはらんど」では、演奏会やおはなし会、作品展、写真展などを実施していますが、地域の各種福祉計画の策定動向と内容の把握・分析には至っていません。	
【3】 I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	b
<コメント> 経営状況や改善すべき課題については、法人の理事会で共有しています。園の安定的な運営にむけた職員配置や利益率の向上について話し合っています。経営課題の周知については、副理事長が隔月で職員会議に参加し、職員の賃金や法人間のヘルプ体制など、職員にとって必要なことを伝えるようにしています。経営課題の解決・改善に向けた具体的な取り組みについては、継続して法人内で話し合いを行い進めていきたいとしています。	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者評価結果
【4】 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<コメント> 2022年度から2026年度までの5カ年の中長期目標を園長が作成し、主任や副主任に確認をもらった後、職員に周知しています。5年後の目標を「相模原市の一番園になる」とし、保育目標・人材育成・環境整備・修繕計画の4項目に分けて1年ごとに実施すべきことを明確にしています。年々取り組みがステップアップするような目標を設定し、段階的に目標を達成できるようになっています。中長期目標の見直しについては、今後、3年に1回程度実施する予定です。	
【5】 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
<コメント> 単年度の事業計画として法人は「認可保育園の運営」を策定し、各園の定員、保育時間、職員数、職員名簿のほか、新年度の重点課題を明確にしています。新年度の重点課題は、中長期目標と連動した内容になっており、「やってあげる保育から見守る保育に意識改革すること」や「SDGsを取り入れること」などを明確にしています。また、前年度の自己評価結果から、今年度は「わくわく」をテーマに保育や行事をしていきたいことを事業計画に記し、職員や保護者に表明しています。今後は、さらに数値目標や具体的な成果を設定していくことが期待されます。	

(2) 事業計画が適切に策定されている。

【6】 I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
--	---

<コメント>

事業計画の策定・実施・評価・見直しが組織的に行われるよう仕組みを整えています。事業計画の重点課題は、さまざまな調査結果をもとに作成しています。中長期目標における当年度の目標を中心に、保護者アンケート結果、職員個々の自己評価シートから得た「保育園の課題や提案」、園長が作成する自己評価結果をもとに、新年度の重点課題を定めています。職員から得た保育園の課題や提案は、リーダー会議で取りまとめ「2023年度げんきっず第2保育園課題」として12の課題を挙げています。

【7】 I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
--	---

<コメント>

園長が作成する自己評価結果を、園の玄関に置いて保護者が見られるようにしています。自己評価結果の最後のページに、新年度の「保育園の方針」をつけて新年度の方向性を保護者に向けて文書化するとともに、新年度の懇談会で具体的な内容を伝えています。「やってあげる保育から見守る保育へ職員の意識改革を行うこと」などを伝えています。さらに、新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類に変更したこと、「行事改革にも取り組み『わくわく』をテーマに進めていくこと」も宣言しています。今後は、分かりやすい説明用の資料を用意すると、さらに保護者の理解が深まると考えられます。

4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。 第三者評価結果

【8】 I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
--	---

<コメント>

保育の質の向上に向けた取り組みを、個人・クラス・全体で行っています。職員個々で行うものとして、職員一人ひとりが自己目標を毎年設定し、年2回の園長面談で達成度を確認しています。100問程度の自己点検のチェックシートもあり、振り返りにつなげています。クラスごとに行うものとして、指導計画の評価や反省を定期的実施し、園長や主任が確認しています。園全体では、職員個々から出た課題や提案をリーダー会議で取りまとめているほか、自己評価表に基づく評価を、園長が中心になり行い、新年度の方針の検討につなげています。

【9】 I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
--	---

<コメント>

評価結果にもとづき課題を明確にし、新年度の方針につなげています。職員個々の自己評価から出た課題や提案をリーダー会議で取りまとめ、「2023年度げんきっず第2保育園課題」として12の課題を挙げているほか、園長が行う自己評価をもとに、「やってあげる保育から見守る保育へ職員の意識改革を行うこと」や、「わくわくをテーマに行事改革を進めること」を宣言しています。直近では、保護者の意見をもとに、保育室内の職員の上履きの利用について改善するなど、さまざまな評価や振り返りを改善に活かしています。

II 組織の運営管理

1 管理者の責任とリーダーシップ

(1) 管理者の責任が明確にされている。 第三者評価結果

【10】 II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
---	---

<コメント>

園長は、3月の全体会で新年度の方針と自らの役割について全職員に表明しています。「2023年度職員役職」「行事分担」を用いて職員に説明しており、園長を含む全職員の名前と役職・役割、業務内容をわかりやすく明示しています。法人の就業規則内の職務権限一覧表には、役職ごとの職務権限範囲と職務内容が明確化されています。平常時のみならず、有事の際の「大災害時の職員配置一覧」も毎年更新し、全職員の名前と有事の際の職員配置を1枚の書面にまとめています。懇談会の時には、保護者に園長の役割等を伝えていますが、書面などで表明するまでには至っていません。

<p>【11】 II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p>	
<p>園長は神奈川県や相模原市の施設長研修に出席し、人権や労務管理などの遵守すべき法令等を学ぶとともに、職員も虐待防止研修などに出席しています。園長自身も、相模原市保育連絡協議会の中で研修を企画する役割を担っています。職員への周知については、不適切保育や虐待に関するニュースを用いて、職員に法令遵守について伝えていきます。入職時には「コンプライアンスマニュアル」や「職員の心得」の読み合わせを行い倫理観の醸成に努めています。年1回行う自己点検のチェックリストは、法・規範・倫理などを含む内容となっています。さらに今年度は、SDGsに向けた取り組みを事業計画にかけ、廃材や自然物を使った装飾を施し、作品展などで展示しています。</p>	
<p>(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。</p>	
<p>【12】 II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p>	
<p>園長は、保育の質の向上に意欲をもち、着実に取り組めるよう中長期目標を立てて実行につなげています。自己肯定感をほぐし、ぶれない体幹を育てるといふ2本柱を念頭に置き、今年度は「やってあげる保育から見守る保育へと意識改革を行うこと」や、「行事改革を行い大人も子どもも『わくわく』できるように取り組みを進めること」、「SDGsに取り組むこと」などを掲げ、園内研修の実施や書籍の準備をしています。さらに次年度は異年齢交流に力を入れていきたいと表明しています。</p>	
<p>【13】 II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。</p>	<p>b</p>
<p><コメント></p>	
<p>園長は、職員の業務負担軽減を経営課題と感じています。人事や労務、財政等を踏まえた経営の改善は、法人が権限を持っているため、園長が経営改善に向けた指導力を発揮するまでには至っていません。園の取り組みとして、園内の装飾に関わる業務負担軽減を図り、すべて手作りしていた装飾に既製品も取り入れたり、前年度使用した装飾を次年度も保管しておき再利用するなど進めています。一方で、職員からは、職員配置についてゆとりが少ないことや、勤務時間や休憩に関する意見も出ています。これらのことも、例えば中長期目標や事業計画に掲げるなどして少しずつ取り組みを進めていくことが期待されます。</p>	

2 福祉人材の確保・育成

<p>(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。</p>		<p>第三者評価結果</p>
<p>【14】 II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。</p>	<p>b</p>	
<p><コメント></p>		
<p>人材確保に向けて、ハローワークの活用や職員紹介制度などに取り組んでいます。基準以上の職員を配置できている状況ですが、ゆとりのある保育については、課題がある様子です。また、必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針の確立、計画に基づいた人材の確保や育成については、課題としています。</p>		
<p>【15】 II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。</p>	<p>b</p>	
<p><コメント></p>		
<p>総合的な人事管理について今後取り組みを進めていきたいとしています。園長は、理想的な園の姿になるため職員に必要なことを4つ定め、新任職員に伝えています。今後は、職員全体にも期待する職員像を定期的に伝えていくことが期待されます。法人の「給与規程」では、職能給基準表に基づき、年齢給・勤続給・職能給などを定め、人事考課制度を導入しています。今後は、職員が自らの将来の姿を描くことができるようなキャリアパスの仕組みづくりを進めていき、経験年数や役職ごとの期待水準を定めてステップアップしたり、キャリアのルートを明示することで、職員の定着を図っていきたくと考えています。</p>		
<p>(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。</p>		
<p>【16】 II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。</p>	<p>b</p>	
<p><コメント></p>		
<p>働きやすい職場づくりに向け、園長は個別面談を行い、職員の意向を確認しています。シフトの作成は主任が行い、前月の15日までに休日の希望を出してもらうことで働きやすさに配慮しています。産休・育休を利用し、育休からの復帰率も高い状況です。主任は毎日保育現場を巡回し、職員とコミュニケーションをとってクラスの様子を把握しています。職員が外部研修や急な休みを取るときには、主任が代わりに保育に入るなどして、職員をサポートしています。園長は、フリー職員の配置を増やすことで、さらに働きやすい職場にしていく必要性を感じています。また、職員の人材育成の側面からも働きやすい職場づくりに取り組んでいくことが期待されます。</p>		

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
【17】 II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。		a
<コメント> 新任職員に向けて、「肯定的な子ども観を持つ、共感の眼差しを持つ、笑顔、どれだけ子どもの立場に立てるか」という4つのことを期待する職員像として伝えています。職員一人ひとりの育成に向けて、年2回園長と面談をし、半期毎にクラスや個人の目標の設定、中間確認、振り返りを行っています。自分自身の課題や目標について年度初めに設定し、年2回の面談で目標の進捗状況や次年度の意向などについて確認しています。面談で上がった目標を参考に、外部研修などに職員を派遣しています。法人では人事考課制度も取り入れており、基準に沿った評価を行っています。		
【18】 II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。		b
<コメント> 新任職員に向けて4つのことを期待する職員像として伝えています。それらを方針や計画に入れて職員全体にも伝えていくことが期待されます。計画的な研修の受講に向けた取り組みとして、毎年園長が研修計画を策定し、職員一人ひとりが参加する研修を定めています。園内研修については、今年度の重点課題である「やってあげる保育から見守る保育へ」に向けて実施することを明確にしています。ファンリテーターの外部研修を受講した職員が中心になり、保育環境の設定について効果的な研修を実施したり、ロールプレイを取り入れたりするなどして取り組んでいます。今後は、人材育成計画を作成し、目標管理の仕組みと経験年数別の習得範囲などを運動させていくなど、さらに職員一人ひとりの育成に向けた取り組みを充実させていくことが期待されます。		
【19】 II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。		b
<コメント> 年度の研修計画の冒頭には、「キャリアアップをはじめ保育士の専門性の向上を図り、その役割に応じた保育内容について学ぶ」など3つのねらいを明示しています。外部研修は、相模原市が主催するキャリアアップ研修に職員を派遣しています。また、相模原市保育連絡協議会が主催する研修にも適宜派遣しています。園内研修としては、人権の研修や、絵本について理解を深める研修、嘔吐処理、AEDの研修のほか、今年度の重点課題に関する研修も実施しています。新任職員等のOJTについては組織的な取り組みになっているとは言いきれない状況です。例えば、OJTチェックシートを作成し、OJTで習得する内容を列挙し進捗状況を確認していくなど、組織的な取り組みが期待されます。		
(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
【20】 II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。		a
<コメント> 保育士養成の実習生を毎年受け入れているほか、今年度は、高校生の職場体験も受け入れています。受け入れの窓口は主任となり、実習日ごとの担当職員も明確にしています。「実習生の受け入れについて」「実習生オリエンテーション」「保育ボランティア、職場体験マニュアル」などを整備し、留意点などを定めています。保育士養成の実習の場合は、子どもの発達が分かるように、0歳児クラスから1歳児クラス、2歳児クラスと順番に入り、5歳児クラスまで入れるように考慮しています。クラスリーダー、園長・主任と反省会の時間を設けて、効果的な実習になるように助言をしています。		
3 運営の透明性の確保		
(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者評価結果
【21】 II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。		b
<コメント> 運営の透明性を図るための取り組みとして、子育て広場、育児相談などを行っています。「保育月間さがみはらんど」という相模原市が行う保育行事にも協力し、地域の方々を招いています。苦情の公表については、年度末の園便りに掲載し、毎年行う保護者アンケート結果や自己評価結果についても園内で公表しています。法人のホームページを開設して園の理念や基本情報、地域子育て支援の案内などを紹介していますが、予算情報や決算情報、事業計画等の情報は公開していません。現在開設9年目であり、10周年に向けて、社会・地域について存在意義や役割を示していきたいとしています。		

<p>【22】 II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。</p>	b
<p><コメント> 外部の専門家による支援として、外部の会計事務所を入れて定期的に確認してもらっています。行政の指導監査も定期的に受けています。「経理規定」により、会計や物品購入について明確にするとともに、契約など取引等に関するルールを定めています。副理事長が隔月で職員会議に参加し、経営に関して職員に必要なことを伝えています。園の経理面については、副理事長と園長が確認していますが、内部監査の実施には至っていません。</p>	

4 地域との交流、地域貢献

<p>(1) 地域との関係が適切に確保されている。</p>	第三者評価結果
<p>【23】 II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。</p>	b

<コメント>
日常の戸外活動を多く取り入れ近隣の公園で地域の親子とふれあい、周辺の散歩で地域の人と挨拶を交わし日々の関りを大切にしています。自治会の畑の芋ほりの手伝いや園の畑のアドバイスをもらい、運動会や発表会に自治会長を毎年招待しています。地域子育て支援でリトミック教室や様々なイベントの開催・園庭開放・子育て相談をしています。また、相模原市が開催する「さらみはらんど」にも参加しています。園の玄関には多様なパンフレットやポスターを掲示し保護者に社会資源の情報提供をしています。今後、地域の行事やイベントに積極的に参加していく予定です。

<p>【24】 II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。</p>	b
---	---

<コメント>
保育ボランティア・職場体験マニュアルを作成し、園の受入れの意義や、ボランティアの心得や心構え、ボランティアの基本理念、受入れ手順書を備えています。今年度初めて高校生職場体験の受入れを2日間行いました。色々なクラスを見学し、絵本の読み聞かせなどの子どもと学生の交流の場を設けています。園としては積極的に門戸を広げ、保育ボランティアや体験学習を受入れる意思があります。地域の人や学校など地域社会と園をつなぐ柱の一つとして今後更なる取組みに期待します。

<p>(2) 関係機関との連携が確保されている。</p>	
<p>【25】 II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。</p>	b

<コメント>
相模原市保育課・相模原市支援班・療育・巡回相談・緑子育てセンター・児童相談所・旭小学校・医院などの「地域関係機関リスト」を作成し、相模原市の園長会・保育課との意見交換・相模原市保育連絡協議会など各関係機関との定期的な会議や連絡会に園長や主任が参加しています。近隣の小児科・眼科・歯科・整形・脳神経外科など医療機関の一覧を地図と合わせて作成し、必要に応じて保護者にも情報提供しています。虐待等権利侵害が疑われる場合は相模原市緑子育て支援班に相談し連携する体制はありますが、更にネットワーク化を深めて行くことを課題としています。

<p>(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p>	
<p>【26】 II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。</p>	b

<コメント>
園長は市内の保育園園長会、法人の園長会、幼保小連携、相模原市保育課等の事業関係機関との会合や連携の中で地域の福祉ニーズの把握に努めています。地域の親子へ毎週水曜の園庭開放や、毎月子育て広場を開催し、イベントなどをおこない、地域親子の悩みや相談に対応しています。参加者にアンケートを実施しニーズの把握にも努めています。今後は民生委員や児童委員などと定期的に会議を開催するなどして、地域の具体的な福祉ニーズの把握が期待されます。

<p>【27】 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。</p>	a
--	---

<コメント>
地域子育て支援事業を全体的な計画に明示し、一時保育や子育て広場のイベントを毎月計画しています。屋上園庭での遊び、リトミック、親子体操、クリスマス製作、お話し会の他、年末には地域の親子を招き、本物の杵と臼で餅つきを体験して、鏡餅をお土産に渡しています。また園の栄養士による離乳食講座、歯科医院による歯みがき講習会を開き、地域の福祉ニーズに取り組んでいます。災害時乳幼児支援ステーションとして近隣園と連携して、災害時の育児支援の体制と地域の乳児に向けて粉ミルクの備えをしています。

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

1 利用者本位の福祉サービス

(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	第三者評価結果
【28】 Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
<コメント>	
園の保育方針に「自分で考えて行動できる子ども・自分の思いを表現できるこども」と明示しています。全体的な計画などに子どもの人権の配慮や人格を尊重した保育を行うこと、同時に子ども自身の人権を大切にすることを育てて行くことが明記されています。子どもの人権や権利、子ども主体の保育について園内研修を通して全職員に周知するとともに、職員は人権擁護セルフチェックリストなどを活用して保育の振り返りを行っています。性差への先入観を植え付けないように遊びや行事の役割、服装、グループ分けの男女の区別はしていません。今後は具体的な配慮を含めた実施方法の文書化が望まれます。	
【29】 Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	b
<コメント>	
全体的な計画の中に「人権の配慮」や「子どもの人格を尊重」することが明示され、職員は入職時や研修などで子どものプライバシー保護について学び、マニュアルに基づいてプライバシーに配慮した保育の実施を求められています。排せつ時に周囲から見えないよう、年齢に応じてトイレを設置し、乳児クラスには保育室とドアで仕切れるトイレがあります。近隣の建物が接近する窓には目隠しをしています。保育室内には遊びの中でも自分だけの空間を感じられるような場の工夫があります。今後は乳児の着替えやおむつ替えなどでの更なる配慮や工夫が期待されます。	
(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	
【30】 Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	b
<コメント>	
しおりの見直しは毎年職員全員でおこなっています。リーフレットには、園の方針・1日の流れ・行事・一時保育などについて、写真や図表、絵などを用いたわかりやすい内容になっています。園のホームページや、相模原市のホームページ内で園の情報を発信し、随時更新しています。利用希望者には園長が個別に対応し、質問しやすい雰囲気作りと丁寧な説明を心掛けています。今後は公共施設など、更に多くの人が入手できる場所にパンフレットを設置することが望まれます。	
【31】 Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	b
<コメント>	
入園説明会では園のしおり・重要事項説明書をもとに保護者に説明しています。しおりには園の1日の生活・緊急時の体制・個人情報取扱の取扱い・相談（苦情）解決体制・感染症への対応・年齢別に用意する物や登園時の服装など、入園後の生活に必要なことが記載されています。持ち物などは絵や年齢ごとの表にしたり、大きめの文字を使用するなど、わかりやすいように工夫しています。毎年全職員で見直し、改訂があった場合は懇談会で保護者に説明し同意書を得ています。配慮が必要な保護者への説明についてルーラ化はしていませんが、丁寧に対応しています。	
【32】 Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<コメント>	
変更にあたっては、行政手続きのフォローアップのために園に申し出てほしい事例をしおりに明記しています。保育所の変更時についての個人情報の引継ぎはしていませんが、園長が窓口として相談できることを保護者に口頭で伝えており保育の継続性に配慮した対応を図っています。	
(3) 利用者満足の上昇に努めている。	
【33】 Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
<コメント>	
子どもが満足感を得られるような主体的な保育に取組み、子どもの様子を見守り、丁寧に向き合い子どもが安心して過ごせるように努めています。子どもの様子や課題を職員会議などで共有し保育に反映しています。保護者との懇談会はコロナ禍より参集から書面に変更し、個人面談では保護者からの相談、要望などを聞き保育に反映しています。保育園向けアプリで保護者参加の行事後、行事についてや園への要望も含めたアンケートを実施し、その他に年に一度保護者にアンケートを実施することで利用者満足度の把握、検討、改善に繋げています。	

(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	
【34】 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
【判断した理由・特記事項等】 苦情・相談窓口については園のしおり・園の重要事項説明書で保護者に説明し同意を得ています。苦情・相談には迅速に対応し解決を図り、苦情内容や解決結果は記録して事務室に適切に保管しています。玄関を入ると「苦情やご意見ご要望の解決の為の仕組み」が書面で分かりやすくフローチャート図にして掲示しており、ご意見箱も設置しています。苦情受付担当は主任・苦情受付責任者は園長と理事長の二名と、第三者委員の二名の連絡先が記載されています。また保護者の同意を得た上で苦情相談内容及び解決結果を公表しています。	
【35】 Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
<コメント> 入園説明会で配布する園のしおりには、保護者が相談したり意見を述べたいときの方法や相手を選択できることが記載されています。園では懇談会の開催や個人面談を設け保護者の意見や要望を確認しています。また保護者から相談案件が発生した時には、その都度園長や担任など、保護者が希望する相手を自由に選べることを口頭で伝えています。園の相談室は、周囲に相談内容が聞こえたり、相談風景が見えたりしないよう事務室の奥にあり、保護者が相談や意見を述べやすい環境の配慮がされています。保育園向けアプリで相談などを園に伝えることもできます。	
【36】 Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<コメント> 園長や職員は送迎時に保護者とコミュニケーションを図り、小さな疑問や意見を傾聴し対応していくことで大きな不満につながらないように配慮しています。「日々の育児の相談などがあれば保育園向けアプリに記入して下さい」としおりに記載し対応しています。年に1回アンケートを実施し、懇談会・個人面談などでも保護者の意見を積極的に把握しています。出された意見は職員で共有し、保護者に回答するなど迅速に対応しています。今後は意見箱の更なる活用の工夫や、定期的なマニュアルの見直しに期待します。	
(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	
【37】 Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<コメント> 事故発生時の対応フローと、危機管理、衛生管理、事故対応、不審者、侵入者マニュアルなどがあり職員に周知されています。各クラスや事務室に安全に関するマニュアルを配置し園内研修などで全職員に周知しています。園内・園外の設備や用具の安全確認の自主点検を毎日おこなっています。事故発生後は職員に確認をした上で、すぐに園長・主任で再発防止策をたてています。危険への気付きがあれば毎日の記録や、事故報告書のインシデント（ヒヤリハット）の収集をおこなっていますが、更にリスクマネジメント委員会の設置や積極的にヒヤリハットを収集し有効に活用するなどの取組みに期待します。	
【38】 Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<コメント> 感染症のマニュアルを職員に周知しています。職員は園内研修で予防・安全確保についての学びや、毎年保健衛生の研修で新しい知識の共有をおこなっています。各クラスに「嘔吐物処理について」の手順書と処理用のバケツセット、感染症ガイドラインを備え、保育室手洗い場の上に次亜塩素酸を希釈した消毒液でテーブルなどの消毒と予防をおこない、保護者に病気・感染しやすい期間・登園の目安・登園許可証が必要な感染症の表を配布、保健だよりで流行しそうな感染症のお知らせをしています。発生人数やクラスの情報提供も配信しています。	
【39】 Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
<コメント> 園長は災害時に指揮をとり避難人員の確認を行い、初期消火担当は給食室担当、通報連絡は主任、避難誘導担当は各クラス担任、応急救護担当は主任としています。アレルギー食・食料管理は栄養士で近隣の乳児用ミルクも含め、備蓄品リストを整備しています。毎月あらゆる災害を想定し避難訓練を実施しています。初期行動マニュアルを全職員が持ち、動きの確認による実効性の高い取組み訓練も行っています。保護者には保育園向けアプリ・電話通信で安否や避難場所を知らせ、引渡し訓練を年1回実施しています。園はBCP安全計画を実施していく予定としており、今後は消防、自治会などとの連携も期待されます。	

2 福祉サービスの質の確保

(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	第三者評価結果
<p>【40】 Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。</p>	b
<p><コメント> 職員の心得に登園から受入れ・食事・睡眠・着脱・遊び・排泄・園外、散歩などの項目毎のマニュアルがあります。また朝の会から降園までの保育内容に子どもの動きや職員の基本的な実施内容、支援方法・実施時の留意点などが書かれており、文書化されています。今後は子どものプライバシー保護や子どもの尊重・権利擁護に関わる姿勢を組み込み、職員みんなが常に一定の水準で保育の提供を実現できるような、日常的に活用できる標準的な実施方法の文書化が望まれます。</p>	
<p>【41】 Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。</p>	b
<p><コメント> 保育の標準的な実施方法の検証・見直しは定めていませんが、マニュアル等の見直しは年1回おこなっています。日々の保育のなかで子どもの状況や状態の変化があれば、リーダー会議などで話し合い、必要に応じて指導計画に反映し職員へ周知しています。個人面談では皮膚トラブルや子どもの習慣行為、子どもへの指導内容についての要望・提案を受け日々の保育に反映しています。今後、標準的な実施方法を定期的に見直しする取組が確立されることが望まれます。</p>	
(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	
<p>【42】 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。</p>	b
<p><コメント> 指導計画は各クラスの担任が作成し園長と主任が確認しています。アセスメントは乳児は毎月、幼児は4期に分けて実施し、相模原市のアセスメント表を使用しています。支援が必要な子どもにはアセスメントに基づいて個別の指導計画を立て保護者の意向も反映しています。担任が見直し振り返りを行い、必要に応じた改善を翌月に向けて計画に反映しています。今後は必要に応じて、園以外の関係者の意見を求めるなど、より適切なアセスメント手法を確立することが望まれます。</p>	
<p>【43】 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。</p>	a
<p><コメント> クラスで話し合い指導計画を作成しています。リーダー会議や職員会議での話し合いをもとに作成、評価、見直しをおこない翌月の計画に反映しています。指導計画の作成にあたり保護者の意向も反映し同意を得ています。指導計画を緊急に変更する場合は、主任が担当し職員に周知し、調整した内容などを朝礼時に確認しています。指導計画にそって目標や日々の保育内容・子どもや保護者のニーズ・課題などを総合的に評価・見直し日々の保育に反映しています。配慮が必要な子どもには個別に指導計画の作成をおこない評価・見直しをおこなっています。</p>	
(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	
<p>【44】 Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。</p>	a
<p><コメント> 子どもの発達状況・生活状況・病歴・その他特記事項について、0～2歳児は2カ月毎、3歳～5歳は3カ月毎に個別に児童票に記録し必要な時にはいつでも見られるようになっていきます。個別の指導計画は0歳～2歳児は毎月作成し、幼児についても特別な配慮が必要な子どもの場合は毎月個別指導計画の作成しています。進級時にスムーズな引継ぎができるように配慮し、口頭でも説明しています。記録書類の内容や書き方は主任が指導・教育し、職員による差異が生じないように対応しています。職員は保育園向けアプリ・記録ファイルで情報を共有し確認しています。</p>	
<p>【45】 Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。</p>	a
<p><コメント> 個人情報に関する子どもの記録などは全て事務所の施錠できる書庫に保管し管理しています。コンピューターネットワークは園内のみの使用でパスワードで保護しています。入職時に「秘密保持に関する誓約書」を全職員と交わし、コンプライアンスマニュアルや職員の心得に個人情報保護規定に基づく管理、保管方法、注意事項が記載され、全職員が理解した上で遵守が義務付けられています。保護者には写真掲載の同意書と運動会などの行事ごとに他の子どもが写った写真を載せないように説明し動画写真の取扱いの同意をとっています。</p>	

内容評価基準（20項目）

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-①</p> <p>【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a

<コメント>

全体的な計画は児童憲章、保育所保育指針に基づき、園の「保育理念」「保育方針」「保育目標」に従って各年齢の発達を踏まえて、法人の中の近郊相模原3園の園長・主任が話し合って作成しています。年度末には会議などで園長、主任を中心に1年間の保育を振り返り、全職員の意見をもとに内容を検討してしています。全体的な計画は年齢ごとの保育目標、養護、教育(健康・人間関係・環境・言葉・表現・食育)など具体的な内容を記載し、子育て支援、安全管理、災害への備え、小学校との連携などが記載されています。また「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」について具体的な内容を示しています。5月の懇談会で保護者に説明し、玄関の下駄箱の上には掲示されています。

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-①</p> <p>【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a

<コメント>

保育室はエアコンや空気清浄機を設置して、室温、湿度を保持し、また換気をして、適切な状態に保たれています。どの部屋も陽当たり、風通しが良好です。玄関前には砂場とエントランスがあり、屋上には大型遊具や鉄棒、夏にはプールも設置され、日常的に遊んでいます。0,1歳児の布団は定期的に太陽に干し、2歳児からはコートを着用し、衛生的に管理しています。保育教材やおもちゃはガイドラインに沿って消毒して衛生的に管理されています。子ども達が主体的に遊べるようにおもちゃの棚や家具の配置、空間に配慮し、季節や子ども達の発達に合わせ、絵本やおもちゃ、教材を随時変更し、環境を整えています。0,1歳児は食事と遊びのコーナーを分け、午睡の環境を整えるよう工夫しています。手洗い場やトイレは使いやすく、清潔に保たれています。子どもが安心できる好きな場所を確保できるように、廊下や玄関ホールなども活用したり、段ボールで隠れることが出来る家を作ったり、牛乳パックなどで囲いを作ったりして落ち着けるよう工夫しています。園内は清潔に保たれ、心地よく過ごせるようにしています。

<p>A-1-(2)-②</p> <p>【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
--	---

<コメント>

日々の保育の中で発達状況や家庭環境を考慮し、一人ひとりを尊重する保育を行っています。個々の子どもの状況は会議や朝礼で伝え、園全体で共有しています。園長は子どもたちが自己肯定感を育めるよう、職員は愛情を持って接し、常に子どもを尊重するよう指導しています。子どもの気持ちを聴き、保育士は表現する力が十分でない子どもには表情やしぐさから気持ちを汲み取り、代弁するように努めています。幼児においては自分の気持ちや考えを出しやすい雰囲気を作るように心掛けています。今年度は「見守る保育」を意識しています。子どもたちの自己主張や自我の育ちについては、様々な欲求を受け止め、何が嫌なのかを聞いて気持ちを整理できるような声掛けをし、気持ちを切り替えられるまで、待ったり、別の保育士が関わったり、保育士も子どももクールダウンできるように配慮しています。保育士は子どもの年齢にあったわかりやすい言葉づかいで話し、大きな声やせかす言葉は使わず、近づいて伝えています。園長は保育士の気になる言葉掛けが見られた時には会議で取り上げるなどして、職員全体で考えるようにしています。

<p>A-1-(2)-③</p> <p>【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
--	---

<コメント>

一人ひとりの子どもの発達に合わせて基本的な生活習慣が身につけられるように配慮しています。室内は子どもたちが行いやすい無理のない動線が考えられています。園長は子どもの力を信じ、先回りしたり手を出し過ぎないように指導しています。幼児クラスでは生活の流れや衣服の畳み方などが絵カードで示されており、子どもたちにわかりやすい工夫がされています。保育士は「次は何をするのだったか？」と問いかけ、自分たちで考えて動けるようにしています。出来ない時にはその子に応じた援助を行い、出来た時にはその場で褒めて、自分でできた喜びを感じられるようにしています。子どもたちの成長をクラス内で話し合い、トイレトレーニングなどは家庭とも情報共有をして、随時計画の見直しを行っています。特に乳児において月齢、体調、長時間にわたる保育の状態に合わせて、活動や休息のバランスに配慮しています。歯磨きや手洗い、うがいの大切さは発達年齢に合わせてわかりやすく、見てわかるように、聞いてわかるように説明しています。

【A5】 A-1-(2)-④
子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。

a

<コメント>

0歳から好きなおもちゃを選んで自由に遊べるような保育環境を整えています。幼児になると様々な教材、素材を準備して自由に制作できるようにしたり、友だちと物語を作って遊べるような多種類のブロックやままごと道具などを整えて、子どもたちが自分たちで自由に選んで遊べる環境作りをしています。園は体幹を鍛えることを大事にしており、毎日、自然豊かな公園や散歩に出かけ、子どもたちははっきり身体を動かして遊んでいます。散歩で社会ルールを学んだり、畑の作業を通して地域の方との交流があります。運動会やお遊戯会の劇や楽器演奏、作品展など、子どもたちが友だちと協同して活動できるように、保育士は声掛けをしたり、友だちの輪に入れない子どもには寄り添っています。友だちとの関係は乳児の時から保育士が仲立ちをして、思いを言葉で伝えていけるように配慮しています。廃材を使った制作を行い、その後、相模原市から職員を招いてSDGsへの意識につなげていく取組を行っています。0歳児からリトミックに親しみ、子どもたちは楽器や歌など自由に表現活動を楽しんでいます。

【A6】 A-1-(2)-⑤
乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

<コメント>

部屋を食事と遊び・睡眠のスペースに分けて使っています。今年度は月齢差の大きいクラスとなっていますが、一人ひとりの健康状態や家庭で過ごす時間も含めた1日を見通した保育を行っており、食事や午前睡や夕寝もそれぞれの子どものペースに合わせて、安心して過ごせるように工夫しています。保育士は子どもの欲求や要求に応答的な関わりを行って子どもが安心感や心地よさを感じられるよう丁寧に優しい声で話しかけ、愛着関係を築けるよう努めています。布製のおもちゃ、音の出るおもちゃ、絵本などが用意されていて、自分で棚から出して遊ぶことができます。高月齢の子どもは1歳児クラスと一緒に過ごす時間を設けたり、発達や興味に合わせて好きな遊びができる環境になっています。保育士は子どもたちが家庭で過ごすように自由に好きなように過ごすのを見守っています。家庭とは保育園向けアプリや送迎時に様子を伝えあい、連携を密にし、担任に経験豊かな保育士を配置することで、保護者に安心感を与え、アドバイスもできるようにしています。

【A7】 A-1-(2)-⑥
3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

<コメント>

一人ひとりの自我の育ちを受け止めることを大事にし、安心して過ごせるようにしています。保育士は子どもの泣きたい気持ちややりたくない気持ちをまずは受け入れて寄り添い、無理にさせる事はなく、気持ちを尊重するようにしています。子どもたちが自分たちで好きな遊びを選べるように部屋の環境は整えられ、子どもの発見や感じたことを保育士は気づき、遊びが広がるような言葉掛けをしています。毎日の戸外遊びでは自然の中で探索活動を十分しており、その中で色や数、自然現象などにも興味を持てるようにしています。基本的な生活習慣においては子どもが自分で行なえる動線を考え、環境を整えて見守っています。保育士は一人遊びを大事にしながら、友だちとの関係が育まれるよう援助し、見守っています。友だちとの関わりは双方の意見をしっかりと聞き、気持ちを代弁しています。幼児クラスと交流したり、リトミックの外部講師や事務職員など、様々な関わりがあります。保護者とは保育園向けアプリや送迎時に様子を伝えあい、連携を密にしています。

【A8】 A-1-(2)-⑦
3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

<コメント>

3歳児では1日の見通しが持てるように、絵カードを掲示してわかりやすいようにしています。興味のある遊びや活動を自分から楽しめるよう保育士は環境を整え、声掛けをしています。4,5歳児は異年齢保育を行っています。クラス別の活動をする時間もありますが、間仕切りを開け、ほとんどを異年齢で過ごしています。4歳児では見通しをもって生活しています。自分の力を発揮し、友だちとも楽しみながら活動や遊びに参加できるように、保育士は見守っています。5歳児では生活習慣が身に付き、保育士からの声掛けがなくても自分たちで生活ができるようになっていきます。子どもたち同士で話し合っ決めてたり、解決できるように保育士は様子を見て援助しています。当番活動などいろいろな場面でリーダーシップを発揮しています。毎日の保育の様子は保育園向けアプリで配信して保護者に伝えています。保護者や地域には「保育月間さがみはらんど」で園を公開しています。運動会には自治会長や小学校校長の見学があります。

<p>【A9】 A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	b
---	---

<コメント>

園は入口にスロープがあり、玄関、保育室、トイレなどバリアフリーになっています。配慮の必要な子どもは相模原市みどり子育て療育支援班の巡回訪問を受け、カンファレンスを行い、助言を受けて個別指導計画を作成しています。ケース会議の内容は会議や朝礼で園全体に共有して誰もが同じような対応ができるように配慮しています。職員の多くは相模原市の支援保育コーディネーターの研修を受け、障害児保育についての理解を深めています。保護者とは保育園向けアプリや面談で連携を密にして安全に快適に過ごせるよう努めています。クールダウンできる場所の工夫やデイリープログラムの配慮をしています。クラスの指導計画の中にどのように配慮したら対象児もねらいに添った活動が出来るのか、周囲の子どもたちの関わりなども記載して共に育つことを意識した指導計画になることが期待されます。また、障害のある子どもの保育について、保護者に「みんな同じように愛される」ことを大事にしている園の取組を重要事項説明書にも記載して説明すると理解が深まると思います。

<p>【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	b
--	---

<コメント>

子どもたちの体調を考慮して柔軟に保育内容の変更をし、家庭で過ごす時間も含めた1日を通した保育を心掛けています。乳児は特に1日の流れを意識して一人ひとりの生活リズムに配慮して、午前寝や昼食の時間に配慮したり、夕寝時間を確保したりしています。朝夕は異年齢で過ごす時間帯があるので、保育士は乳児には特にゆったり関わること心掛けています。園は午前中は戸外でしっかり身体を使って活動することを心掛けていますので、午後は自分の好きな遊びを選び、じっくり室内で取り組める活動を多くするようにしています。園児全体で過ごす時間帯は、おもちゃの種類や大きさは乳児の安全に配慮し、マットなども利用してコーナーを作っています。毎日の朝礼で情報共有をし、保育園向けアプリの申し送り内容や引継ぎノートで伝達事項を把握し、保護者に伝え漏れがないようにしています。延長保育利用児には、補食の提供をしています。年間計画などで「長時間にわたる保育」の項目をあげ、考えていくことが望まれます。

<p>【A11】 A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	a
--	---

<コメント>

5歳児の年間指導計画、月間指導計画に就学に向けての取組を反映させています。子どもたちが小学校以降の生活に見通しを持つことができるように、普段の生活や遊びの中で時計を意識させたり、数字や文字に興味を持てるようにカルタやトランプで遊んだり、1月頃から午睡をしないようにしたり、学校の給食時間を意識して食べるなど就学に向けた取組をしています。また園は子ども同士で話し合う時間を作ることを大切にしています。自分の意見を言えるようになる事、人の意見を聞ける事を意識して働きかけています。小学校見学はコロナ禍でオンラインになっていましたが、今年度は小学校に訪問し、一緒に遊ぶ時間も作られる予定です。幼保小連携事業で小学校の公開授業を参観に行く機会や、小学校教諭が園に来て、意見交換をする機会があります。12月の個人面談で保護者には小学校以降の生活に見通しを持てるように説明し、不安を取り除く機会にしています。保育所児童保育要録は5歳児担任が作成し、園長が確認しています。

<p>A-1-(3) 健康管理</p> <p>【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	a
---	---

<コメント>

安全計画の中に「園児の健康管理」があります。登園時の際に確認する保健業務内容を示したものや「感染症予防・衛生管理マニュアル」「保健計画」があり、保育に取り入れています。子どもたちは自宅で検温し、体調等を保育園向けアプリに入れて登園し、保育士は子どもの様子を観察し、保護者や口頭でも確認をしています。乳児は午睡後に検温をしています。登園中のケガや体調不良の場合は保護者に症状などを丁寧に伝え、その後の受診状況や経過について、確認しています。子どもたちの健康状態については朝礼で園内に周知共有しています。予防接種の接種状況などはその都度家庭から知らせてもらい、年度末には漏れがないか保護者に確認してもらいます。園だよりやクラスだより、主任の作成する「ほけんだより」で保護者に健康に関する取組を伝えています。SIDSについては園内研修を行っています。顔色がわかるような明るさにカーテンを調整し、仰向け寝を徹底し、0.1歳児は5分おきにタイマーを掛け、視診し記録しています。保護者にはSIDSに関してポスターの掲示だけでなく、重要事項説明書にも記載し、入園説明会で説明しています。

<p>【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	a
--	---

<コメント>

嘱託医により、健康診断は0歳児は年に6回、1歳児は4回、2歳児以上は2回実施され、歯科健診は全園児に年に2回実施されています。健診結果は所定の書式でそれぞれ保護者に伝えています。結果は健康台帳にも記載し、保育士は健康状態を把握周知しています。欠席して未受診の家庭や再受診の必要がある家庭には個別に声を掛け受診を促しています。5歳児が歯科衛生士から歯磨き指導を受けているほか、年齢に応じてわかりやすく、虫歯の話や歯磨きの大切さ、歯磨きの仕方を絵本や紙芝居で説明したり、栄養士から食べ物が健康につながる話や咀嚼の大切さを伝えています。健診結果により、子どもたちに特に伝える必要がある場合は保育の中で取り上げたり、保護者に医師からの助言を伝えることがあります。現在、歯磨きをしていませんが、食後は口をゆすぐ事を徹底しています。普段から嘱託医とは連携がとれており、情報提供を受けたり、相談できる関係にあります。

<p>【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	a
---	---

<コメント>

アレルギー疾患のある子どもには「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」により、子どもの状況に応じた適切な対応をし、除去食を提供しています。入園時や除去食の変更の確認は保護者、担任、栄養士、主任と面談して丁寧に行っています。現在アレルギーのある子どもは在園していませんが、定期的アレルギー対応について職員間で対応の確認をしています。各クラスにアレルギー症状や熱性けいれんについてフローチャートが貼り出されています。相模原市の保健衛生の研修に参加して、学んだことを他の職員に伝えています。給食は外部委託となっていて、栄養士は所属する会社で研修を受けています。子ども達にはアレルギーや慢性疾患についてわかりやすく説明する機会を作っています。保護者には入園説明会などでアレルギー疾患や慢性疾患について知らせています。子ども達のアレルギー疾患や慢性疾患などについては一覧表にしてどの職員も目で確認できるようにしています。

<p>A-1-(4) 食事</p> <p>【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	第三者評価結果 a
---	------------------

<コメント>

どのクラスも落ち着いた雰囲気の中で食事をしています。3歳児から当番活動があり、子どもたちは楽しんで配膳をしています。「自分で食べられる量を言ってね」と保育士は声を掛けていて、子どもたちは減らしてもらったりおかわりしたりして自分たちの食べたい量を食べています。特に乳児はその日の体調や生活を見て食事量に配慮しています。0,1歳児クラスの食具は保育士からの要望で持ちやすく、すくいやすい軽い素材を使っています。発達にあった「食育計画」があり、幼児クラスは野菜を栽培し、調理してもらって食べたり、調理したりしています。乳児クラスは朝のおやつ時に昼食に使われる野菜に触ったり、皮を剥いたりして食材や食事に興味が持てるようにしています。委託業者の作成する「しよくいくレター」は保護者、園児向けに食材の豆知識やレシピ、アドバイスを載せるなどして理解が深まるようにしています。毎日の給食は保育園向けアプリで配信しています。

<p>【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p>	a
--	---

<コメント>

給食は外部委託ですが、園内で調理しています。担当の栄養士は園と連携して業務や食育を行っています。季節や伝統の味を感じる旬の国産食材を利用し、食べやすい大きさや固さにしたり、彩よく盛りつけたり、切り方や味付けを工夫するなどして、子どもたちが喜ぶような気配りをしています。昼食時やおやつ時に月に一度ずつ、栄養士は各クラスに出向いて喫食状況を確認したり、食事の姿勢や食具の持ち方、旬の野菜などの話をする機会があります。栄養士は下膳の時や各クラスの喫食状況が記された給食日誌や給食会議などでも確認して、献立や調理の工夫に活かしています。離乳食では特に担任と連携を密に取り、家庭の様子も聞いて、子どもに合わせて丁寧に対応しています。毎月、郷土料理を取り入れたり、ハロウィンなどの行事や誕生会などで子どもが好むメニューの工夫をしています。衛生管理マニュアルがあり、適切に衛生管理がされています。

A-2 子育て支援

<p>A-2-(1) 家庭と緊密な連携</p> <p>【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。</p>	第三者評価結果 a
--	------------------

<コメント>

登降園の際や保育園向けアプリを用いて保護者と情報交換をしています。乳児クラスは1日の生活の流れが園と家庭の連続性がわかるように睡眠や食事、排泄などとともに園や家庭での様子について記入しています。保育中の様子は月に2回写真販売をしてよりわかるようになっていきます。幼児クラスは体温や体調のほか、保護者からのメッセージや園から保護者に伝えたいことを記入できる書式になっており、日々の保育はドキュメンテーションにして配信しています。園だよりを毎月1日に保育園向けアプリで配信や希望者には配布し、保育のねらいを知らせたり、子どもの姿を記載し、園の様子が理解されるよう努めています。年に2回の懇談会、1回の個人面談の場でも保育について説明しています。また、保育参加の期間を長期間設け、積極的に園の日常の保育をみてもらうようにしています。家庭の状況など情報交換した内容は必要に応じて記録し、園内で共有しています。

A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	b

<コメント>

保育園向けアプリでの連絡だけでなく、登降園の際に玄関に園長や主任がいるように努め、保護者に声を掛けたり、クラスでは担任が話したりして、日々コミュニケーションを取って、信頼関係を築けるようにしています。相談がある場合は迅速に対応できるようにし、保護者の勤務形態を考慮した時間を選び、プライベートに配慮した場所で行なわれています。また、急な延長保育や土曜保育など柔軟に対応して、保護者の支援を行っています。面談の結果は記録され、クラスごとに保管されています。職員間で同じ支援ができるよう、相談内容は共有しています。保育士は保護者からの相談に一人で返答せず、主任や園長、栄養士などに相談、助言を受けてから返答する体制があり、面談は園長が同席する場合があります。相談によっては相模原緑子育て療育支援班など他機関と連携しながら支援しています。職員が一人の子どもの成長や保護者との関わりを入園から卒園まで一貫して見るような整理、工夫が今後望まれます。

【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
---	---

<コメント>

「児童虐待早期発見・対応の手引き」があり、虐待発見のチェックポイントが明記されているものがあります。保育士は朝の受け入れ時の表情や日々着替え時に全身の確認をおこない、保護者や家庭での様子、子どもの姿、何気ないつぶやきに変化がないか、細やかに観察し、虐待の兆候がないか気を配り、気になることがあればすぐに園長、主任に相談しています。保護者の様子によっては温かく声を掛け、子育ての大変さを認めて努力を労い、じっくり話を聞くことで保護者のストレスが軽減され、虐待予防できるよう努めています。虐待が疑われる場合はすみやかに園内で共有し、職員全体で見守る体制があり、必要に応じて様子を記録しています。日頃から相模原市緑子育て療育支援班と連携しています。職員は虐待防止について園内研修で学んだり、外部研修に出た職員から伝達を受けたりしています。今後も職員それぞれが意識的に取り組み、虐待の芽を摘むことができるように期待します。

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
【A20】 A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b

<コメント>

月間指導計画は活動だけでなく、個々の子どもの成長や意欲、その取り組む姿勢を記載し、振り返りを文章化できる書式になっています。毎日のクラス内の話し合いで保育計画の確認、見直しを行っています。毎日、毎週の振り返りから、その月の課題を反映し、翌月の月間指導計画につながるような取組をしています。主任、園長は振り返りを共有して課題には一緒に向き合い、できているところは認め共有するようにしています。保育園向けアプリの導入で各クラスの指導計画を共有することができますが、今後はクラスの取組を園全体で共有し、全員が他クラスの指導計画に関心をもち意見交換をするなど、お互いの学び合いの向上につなげていく時間を持つことが期待されます。園長が気になった保育現場については、朝礼や会議の場で保育の改善に向けて話し合う時間を設けるように努めています。園長は面談により人材育成し、保育の質の向上に努め、会議で出た課題や反省、目標の振り返り、保護者アンケートから園全体の自己評価につなげています。保育所自己評価では課題を明確にし、園全体で取り組んでいます。

福祉サービス第三者評価 評価機関

特定非営利活動法人 よこはま地域福祉研究センター

〒231-0013 横浜市中区住吉町二丁目 17 番地 金井ビル 201 号室

TEL : 045-228-9117 FAX : 045-228-9118

URL : www.yresearch-center.jp/ Email : top@yresearch-center.jp



特定非営利活動法人
よこはま
地域福祉
研究センター

Yokohama Community development Research center

かながわ福祉サービス第三者評価認証機関 第 26 号
東京都福祉サービス第三者評価認証評価機関 機構15-232
社会的養護関係施設第三者評価機関 202205-001-01
